

## 公立大学法人大阪府立大学受託研究規程実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公立大学法人大阪府立大学受託研究規程（以下「規程」という。）第14条の規定に基づき受託研究の実施について必要な事項を定めるものとする。

(受託研究の申請)

第2条 規程第4条の所定の書面とは、委託願（様式第1号）、によるものとする。

(承認)

第3条 規程第5条第2項による承認の通知は、受託研究承認書（様式第2号）によるものとする。

2 規程第5条第4項による受託の通知は、委託研究受諾書（様式第3号）によるものとする。

(契約)

第4条 規程第6条の受託研究契約の締結は、別紙受託研究契約書（様式第4号）によるものとする。ただし、当該契約の性質又は目的によりこれにより難しい場合は、理事長がその都度定める契約書によることができる。

2 前項により契約が締結されたときは、受託研究決定通知書（様式第5号）により研究担当者に通知するものとする。

(経費)

第5条 規程第7条第1項に規定する研究に要する経費は、直接研究に要する経費並びに光熱水費及び産学官連携推進経費等に充当する経費（以下「間接経費」という。）とする。

2 間接経費は公立大学法人大阪府立大学外部資金受入れに係る間接経費の率を定める要綱によるものとする。

(受託研究の中止又は変更)

第6条 委託者は、研究担当者と協議の上、規程第10条の規定により受託研究を中止又は変更する必要があるときは、受託研究中止・変更承認申請書(別記様式第6号)を作成し、理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の申請があつたときは、これを審査し、適当と認められるときは、受託研究中止・変更承認書(別記様式第7号)により研究担当者及び委託者に通知するものとする。

3 理事長は、前項の通知をしたときは、受託研究中止・変更契約書(別記様式第8号)の作成等必要な手続を行わなければならない。

(管理)

第7条 理事長は、受託研究の進捗状況を一体的に把握し、受託研究の効率的な推進を図るものとする。

2 研究担当者は、前項の規定に基づき理事長が受託研究に係る報告を求めたときはこれに応じなければならない。

(完了報告)

第8条 規程第11条第1項の報告は、受託研究完了報告書（様式第9号）によるものとする。

2 規程第11条第2項の報告は、受託研究完了報告書（様式第10号）によるものとする。  
（雑 則）

第9条 各条項に関わらず公募等により採択された受託研究において、様式等は委託先の規程・要領によることができる。

2 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則  
（施行期日）

1 この要領は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

1 この要領は、平成22年 2月 1日から実施する。